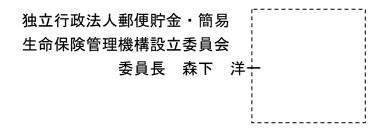
平成19年9月※※日

独立行政法人郵便貯金・簡易生命 保険管理機構の理事長となるべき者 平井 正夫 様



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立に関する事務の引継ぎについて

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立に関する事務を下記書類とともに引き継ぎます。

記

- 1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の概要
- 2. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立準備完了の届出について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の概要

1 設立の目的

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

2 事務所

機構は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門4丁目1番8号に置く。

3 資本金

機構の資本金は、郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)第 154 条第 2 項の規定により政府から出資があったものとされた金額(70 億円)とする。

4 設立年月日

機構は、郵政民営化法第 154 条第 1 項の規定により、平成 19 年 10 月 1 日に設立する。

5 役員

機構に、役員として、その長である理事長、理事及び監事2人を置く。

役員の名称	人数	任命権者	任期
	// 3/		
理事長	1人	総務大臣	4年
理事	1人	理事長	2年
監事	2人	総務大臣	2年

6 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次の①から⑨までに掲げる郵便貯金管理業務
 - ① 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第 102号。以下「整備法」という。) 附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年 法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。) の規定及び整備法附則第5条第 3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び 宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法 律第78号) 附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同 法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定により行う郵便貯金の 業務

- ② 整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第69条及び第74条(第2号に係る部分に限る。)の規定により行う整備法の施行前に旧郵便貯金法第69条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額(整備法第90条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和48年法律第7号)第5条において準用する同法第2条第1項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。)として国会の議決を経たもの(整備法第2条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成14年法律第97号。以下「旧公社法」という。)第24条第3項第4号に規定する郵便貯金資金に係るものに限る。)についての地方公共団体に対する貸付けに関する業務
- ③ 整備法附則第10条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備 法第2条の規定による廃止前の郵便為替法(昭和23年法律第59号)の規定により行 う郵便為替の業務
- ④ 整備法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備 法第2条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和23年法律第60号。以下「旧郵便振 替法」という。)の規定及び整備法附則第14条第3項の規定によりなおその効力を 有するものとされる旧郵便振替法の規定により行う郵便振替の業務
- ⑤ 整備法附則第20条から第22条までの規定及び整備法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便 貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成2年法律第72号)の規定により行う寄附金の処理に関する業務
- ⑥ 整備法附則第25条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成8年法律第72号。以下「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。)の規定、整備法附則第26条の規定、整備法附則第27条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第3条第2項の規定並びに同条第3項及び第4項の規定により行う寄附金の処理に関する業務
- ⑦ 整備法附則第64条第1項の規定による国民生活金融公庫の委託を受けて行う整備法の施行の際現に存する整備法附則第5条第1項第6号に掲げる郵便貯金の預金者であって旧郵便貯金法第63条の2(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により機構又は郵政民営化法第166条第1項の規定による解散前の公社(以下「旧公社」という。)のあっせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務
- ⑧ 整備法附則第100条第1項の規定による沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて行う整備法の施行の際現に存する整備法附則第5条第1項第6号に掲げる郵便貯金の預金者であって旧郵便貯金法第63条の2(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により機構又は旧公社のあっせんを受けるものからの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務
- ⑨ ①から⑧までに掲げる業務に附帯する業務

- (2) 次の①から③までに掲げる簡易生命保険管理業務
 - ① 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定及び整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定により行う簡易生命保険の業務
 - ② 整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により行う整備法の施行前に旧簡易生命保険法第88条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの(旧公社法第24条第3項第5号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。)についての地方公共団体に対する貸付けに関する業務
 - ③ ①及び②に掲げる業務に附帯する業務

7 資産、債務その他の権利及び義務の承継

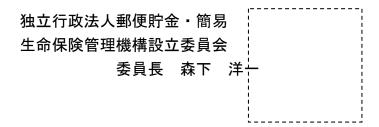
現に旧公社が有する一切の権利及び義務のうち、郵政民営化法第 166 条第 1 項の規定による承継計画において機構に引き継がせるよう定めたものは、機構の設立の時において機構が承継する。

8 契約の締結

郵政民営化法第187条第1項の規定により、機構に係る独立行政法人通則法第15条第1項の設立委員が、準備行為として締結した次に掲げる契約は、機構の設立の時において、機構が締結した契約とみなされる。

- (1) 機構と郵便貯金銀行との間の郵便貯金管理業務の委託契約
- (2) 機構と郵便貯金銀行との間の機構法第28条第1項の規定による郵便貯金資産の 運用のための預金に係る契約
- (3) 機構と郵便保険会社との間の機構法第16条第1項の再保険の契約
- (4) 機構と郵便保険会社との間の簡易生命保険管理業務の委託契約
- (5) 機構と郵便貯金銀行との間の日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画の 4 の(4)のホの⑤に掲げる借入契約
- (6) 機構と郵便保険会社との間の日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画の 4 の(4)の木の⑤に掲げる借入契約

総務大臣 増田 寛也 様



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立準備完了の届出について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立の準備を完了したので、独立行政 法人通則法(平成11年法律第103号)第15条第2項の規定に基づき届け出ます。